

小倉祇園太鼓400周年行事実行委員会会則

(目的)

第1条 小倉祇園太鼓400周年行事を実施するため、小倉祇園太鼓400周年行事実行委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(事業)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 小倉祇園太鼓400周年行事の計画立案及び実施に関すること
- (2) 小倉祇園太鼓400周年行事の実施に必要な予算に関すること
- (3) その他、事業の目的達成のために必要と認められること

(組織)

第3条 委員会の委員は、次の者をもって構成する。

- (1) 委員会への参画を表明した企業、団体等
- (2) その他、事業の目的達成のために必要と認められる者

(役員)

第4条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 顧問 若干名
- (4) 監事 2名

2 会長は、委員会において、委員の互選により選出する。

3 その他の役員は、会長が指名する。

(役員の仕事)

第5条 会長は、委員会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたときはその職務を代理する。

3 顧問は、必要に応じて、会長に助言する。

3 監事は、委員会の会計を監査する。

(名誉会長)

第6条 委員会に、名誉会長と名誉副会長を置く。

2 名誉会長は、北九州市長とする。

3 名誉副会長は、北九州市議会議長及び北九州商工会議所会頭とする。

(委員会の開催)

第7条 会長は、必要に応じて委員会を開催し、その会議の議長となる。

(部会)

第8条 会長は、事業の円滑な遂行に必要と認められるときは、部会を設置することができる。

2 部会員は、会長が指名する。

(事務局)

第9条 委員会の事務を処理するため、小倉祇園太鼓保存振興会内に事務局を置く。

2 事務局は、小倉祇園太鼓400周年行事の実施に必要な事務を処理する。

3 事務局長は、小倉祇園太鼓保存振興会の職にある者をもって充てる。

(雑則)

第10条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

1 この会則は、平成30年11月15日から施行する。

2 この会則は、第2条に掲げる事業の完了をもって、その効力を失うものとする。

(事業完了は、施行日から概ね1年間を目途とする。)

小倉祇園太鼓400周年行事实行委員会 役員名簿

役職名	氏名	団体	役職
名誉会長	北橋 健治	北九州市	市長
名誉副会長	井上 秀作	北九州市議会	議長
〃	利島 康司	北九州商工会議所	会頭
会長	中村 真人	小倉祇園太鼓保存振興会	会長
副会長	小松 良明	小倉中央商業連合会	理事長
〃	久保山 雅彦	北九州市市民文化スポーツ局	局長
顧問	荻野 典彦	小倉北警察署	署長
〃	立花 三男	小倉北区自治総連合会	会長
監事	加茂野 秀一	北九州市産業経済局	局長
〃	柏木 康彦	(公財)北九州観光コンベンション協会	専務理事
事務局長	樽井 敬三	小倉祇園太鼓保存振興会	副会長